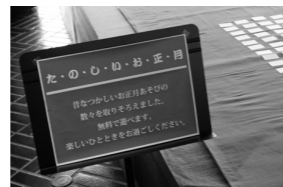


切り取ってご利用ください

## 年始特別開館<2014・た・の・し・い・お・正・月>

**美術館**は、1月1日(水・祝)～3日(金)に特別開館します。  
エントランスホールでは、双六やかると、百人一首をはじめ、**麻揚**げ、羽根つき、独楽まわしなどの日本の伝統的な正月の遊びの無料体験や、お楽しみ福引などの催しを行い、新しい年の始まりを祝います。  
さらに1月1日は、入館料が無料となります。  
また、企画展「**槐多の歌へる**」その後-山崎省三・村山槐多とその時代」を、元日から始めます。  
ぜひこの機会にご覧いただき、お正月のひとときを、美術館でお過ごしください。



◆**企画展**「**槐多の歌へる**」その後-山崎省三・村山槐多とその時代」  
会 期：1月1日(水・祝)～2月16日(日)  
休 館 日：毎週月曜日(祝日・振替休日のときは開館し、その翌日を休館)  
年始休館…平成26年1月6日(月)～8日(水)  
開館時間：午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)  
入 館 料：一般…700(300)円、大学生…500(200)円、高校生以下…無料  
※( )内は市民割引券を利用した際の料金です。

お正月だ！みんな遊ぶぞー！



ジンジャくん

◆**企画展紹介**④「**会津西街道の旧道をたどる**」(その1)  
会津西街道とは、江戸時代初期に整備された現在の日光市今市と福島県会津若松市を結ぶ脇街道です。日光街道に合流する近道であったことから会津藩の参勤路として重視され、商品流通路としても利用されました。  
現在の街道はトンネル化が進んだ国道291号線となっていますが、旧道は山間と川べりを延々と進む険路でした。その道筋とはいかなるものだったのでしょうか。  
今回の企画展では、旧道のルートと沿道の史跡を紹介します。  
●今市から大桑まで  
江戸時代初期から日光御神領となっていた地域です。  
日光街道今市の中央部から北へ向かう相之道が起点となります。当時は街道の中央に「右奥州道・左奥州道」の道標が立ち、双方の旅人へ日光北街道(奥州街道)へ向かう国道401号線を案内し

## 歴史民俗資料館通信

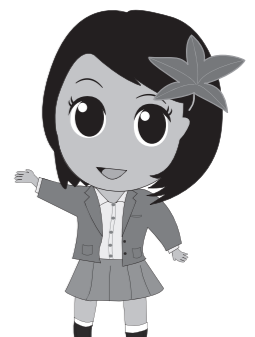


◆**企画展開催期間**  
3月30日(日)まで  
大桑村絵図  
文政8(1825)年

ていました。相之道から国道へ下りた旧道は、最初の関門である大谷川を渡橋し、対岸の大谷町集会所の横を右へ折れます。ここからは杉並木が生き証人となります。倉ヶ崎の並木の切れ間を経由して最初の宿場である大桑町に至ります。しかし、大桑の宿を過ぎてからは旧道の痕跡が失われます。  
古絵図には鬼怒川の中州である通称石塔島まで杉並木が描かれています。鬼怒川の渡船場所は、大洪水を機に時代とともに代わっていったものと考えられます

# 教えて！日光彩子ちゃん

## ～市税ってなあに？～



このコーナーでは、市のキャラクターの日光彩子ちゃんが市税についてシリーズでお知らせしています。先月号は住民税についてご紹介しました。今月号は、固定資産税と都市計画税についてお知らせします。

### 連載特集第3回(全6回)

**Q**：固定資産税って何なの？  
日光彩子(以下、彩子ちゃん)：固定資産は、土地や家屋、償却資産を総称するもので、固定資産税は、その固定資産の価格をもとに算定される税金のことよ。

**賦課期日**(毎年1月1日)現在の所有者に対して、その固定資産の所在する市町村が課税することになっていて、日光市の税率は、条例で1.4%に定めているの。

固定資産税は市の歳入総額の約16%、市税の約53%を占めていて、福祉・救急・ごみ処理など基礎的な行政サービスを提供するための財政を支える基幹税目として、重要な役割を果たしているの。

**Q**：都市計画税って何？  
彩子ちゃん：都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に必要な費用に充てる目的税として課税されるものよ。

原則として、都市計画で定められた用途地域と下水道の供用開始区域内に所在する土地と家屋が対象になるの。日光市の税率は条例で0.2%に定めていて、固定資産税と合わせて納める必要があるわ。

**Q**：税額の計算方法は？  
彩子ちゃん：課税標準額×税率＝税

額となるの。  
固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となるのよ。特例措置が適用される場合は、登録された価格よりも低く算定されるわ。

**Q**：評価替えて何？  
彩子ちゃん：土地と家屋について、原則として3年間評価額を据え置く制度、つまり、3年ごとに評価額を見直す制度のことをいうの。

固定資産税は、固定資産の価格、つまり「適正な時価」を課税標準として課税されるの。本来なら毎年評価を見直して「適正な時価」をもとに課税することが、税負担の公平に資することになるんだけど、膨大な量の土地や家屋について、毎年度評価を見直すことが実務的には不可能なので、この制度がとられているの。

**納税義務者は誰？** 藤原みゆきさんが日光彩子ちゃんから土地を買ったなら

- 1 土地を売ってくれてありがとう  
日光彩子ちゃん 藤原みゆきさん  
土地売買契約：12月24日
- 2 年が明けて…  
市税務課で平成26年度分の課税対象者を確認します  
税務課  
この時点でまだ、土地の所有者は日光彩子ちゃんです  
賦課期日は毎年1月1日
- 3 登記が完了し土地所有者は藤原みゆきさんになりました  
法務局  
所有権移転登記：1月7日
- 4 ふむふむ  
今年度分まではわしが納税義務者なのじゃな  
1月1日現在登記されている人に課税されるのね  
納税義務者  
課税：4月1日～

◆ **この連載についてくわしくは**  
税務課資産税係 ☎(21)5113

◆ **Q**：年の途中で土地や家屋の売買があった時の納税義務者は誰？  
彩子ちゃん：例えば、土地と家屋の売買契約を平成25年12月24日に締結し、平成26年1月7日に所有権移転登記を済ませた場合、平成26年度分の固定資産税は前所有者に課税されるの。地方税法の規定により、土地と家屋の固定資産税は、賦課期日現在、登記簿などに所有者として登記または登録されている人に対して、その年の4月1日から始まる年度分の固定資産税の課税をすることになっていくからよ。

◆ **次の評価替えは平成27年度になるわ。**